

# 三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方（審議状況）

## 条例制定の必要性

- これまでの地球温暖化対策の取組  
「三重県地球温暖化対策推進計画」の策定（平成12(2000)年）  
温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対する地球温暖化対策計画書の作成義務化（「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成13(2001)年））  
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS：ミームス)の認証制度の導入（平成16(2004)年）  
「三重県地球温暖化防止活動推進センター」の指定（平成16(2004)年）・家庭における省エネの取組等の促進 など
- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出状況  
県内におけるCO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める産業部門においては、平成2(1990)年度(基準年度)に比して平成21(2009)年度は約1%増加しているが、排出原単位では一定の効果が見られている。  
オフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO<sub>2</sub>排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と、大きく増加している。  
運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は、近年は減少傾向にあり、平成21(2009)年度の排出量は基準年度とほぼ同じであるが、自動車の使用に伴うものが92.8%と大半を占めている。
- 更なる地球温暖化対策の推進  
三重県におけるエネルギーの利活用等を含めた総合的な観点から、「緩和策」及び「適応策」（気候変動による影響への対応）を推進する必要がある。



## 基本的な考え方

新条例において、地球温暖化対策は、次に掲げる事項を基本として推進することとします。

- 県、事業者、県民及び滞在者の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること。
- 県、事業者、県民及び滞在者が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること。
- 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長を図りつつ、推進されるものであること。

## 条例の目的

地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例の基本理念に則り、県、事業者、県民及び観光旅行等の目的で県内に一時的に滞在する者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、様々な主体が経済活動や日常生活のあらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、地球温暖化問題の解決に寄与すると同時に、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を実現することを目的とします。

## 三重県地球温暖化対策推進条例（仮称）

規定する項目	盛り込むべき規定内容	制定の趣旨
事業活動における対策	地球温暖化対策計画書制度（評価・公表） 環境マネジメントの推進 省エネルギー機器等の導入・貸渡 ライフサイクルCO <sub>2</sub> の把握・検討 環境物品等やカーボン・オフセット商品等の開発・提供	産業部門の排出量の8割以上を占める製造業の大規模事業所等に対して、計画的なCO <sub>2</sub> 排出量の更なる削減を求めるとともに、全ての事業者者に省エネ機器の導入等を求めています。
建築物における対策	建築物環境配慮計画書制度 建築物環境性能表示制度 温室効果ガス排出量の報告 省エネルギー建築物の設計・施工 高効率機器・設備、再生可能エネルギーの導入 建築物環境配慮技術の普及	新築だけでなく、既存建築物においても省エネルギーな照明、給湯、空調等の設備の導入、二重サッシや複層ガラスの設置、再生可能エネルギーの導入等による建築物の環境性能の向上を求めています。
自動車の利用における対策	自動車地球温暖化対策計画書制度 エコ通勤計画書制度 自動車地球温暖化対策実施方針作成 自動車環境性能の表示・説明 エコカーの導入 エコドライブの実践 公共交通機関等の利用	輸送分担率が87.9%と全国平均の66.0%を大きく上回っている自家用車からのCO <sub>2</sub> 排出削減に向けて、使用の合理化、エコドライブの実践、公共交通機関等の利用拡大を目指していきます。
消費生活に関わる対策	省エネルギー性能の表示と説明 ライフサイクルCO <sub>2</sub> や環境性能の表示 環境物品等の選択及び使用 温室効果ガス排出量の把握 温室効果ガス排出量の少ないライフスタイルへの転換 グリーン金融商品等の選択	省エネルギー性能の高い機器の導入や環境物品等の選択など温室効果ガスの排出量がより低減されるライフスタイルへの転換を求めています。
再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギーの導入 エネルギー高度利用技術の研究開発 地域資源や地域特性に応じた再生可能エネルギーの創出に向けた協議・連携	CO <sub>2</sub> 排出量を削減するとともに、経済活動や県民生活の安定を確保するために、化石燃料から枯渇する恐れのない再生可能エネルギーへの転換を進めています。
森林の整備・保全の推進	森林の多面的機能の確保、森林資源の循環利用 森林の吸収機能や森林文化、県産材利用に対する理解 県産材等の積極的利用 未利用間伐材の木質バイオマスエネルギーとしての活用	CO <sub>2</sub> 吸収・固定機能が発揮できるよう整備・保全を行うとともに、化石燃料に由来するCO <sub>2</sub> の排出を抑制するため、未利用間伐材を、木質バイオマスエネルギーとして積極的に利用していきます。
気候変動による影響への適応	行政計画や施策へ適応に関する視点の組み込みを図るための方針作成 気候変動による影響の把握と情報共有 適応策の自主的な取組	温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と併せて、気候変動の影響を軽減しようとする適応策に取り組むことにより、気候変動のリスクを低減することを目指していきます。
地球温暖化防止に係る教育・学習の普及	環境教育・環境学習の機会への積極的参加 従業員への環境教育・環境学習の実施、協力 環境教育・環境学習活動への人材派遣 すべての主体が実施する地球温暖化対策のための活動に関する相互支援	県民・事業者・行政等による主体的な環境保全の取組が進むよう、地球温暖化対策の意義や重要性、効果等について十分理解を深め、環境に配慮した行動が実行できる人を増やすことを目指します。
イベント開催における対策	イベント開催時の環境配慮 環境配慮の周知・啓発	イベントの開催に伴う環境への負荷を低減するため、エネルギー消費量の低減や廃棄物の削減等を行うとともに、参加者に対して環境配慮行動の周知・啓発を推進していきます。

## 三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方検討の経緯

平成 24 年	1 月 2 6 日	三重県環境審議会へ諮問
	3 月 1 9 日	第 1 回地球温暖化対策部会 ・ 三重県における現状と課題 ・ 検討項目の選定
	8 月 3 日	第 2 回地球温暖化対策部会 ・ 条例の目的 ・ ~ の検討項目のあり方審議
	1 1 月 8 日	第 3 回地球温暖化対策部会 ・ ~ の検討項目のあり方審議
平成 25 年	2 月 2 2 日	第 4 回地球温暖化対策部会 ・ 「条例のあり方(中間案)」審議
	3 月 2 7 日	三重県環境審議会へ中間案報告